

入札告示

札幌市告示第 1260 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 7 年 3 月 26 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市建設局土木部道路維持課事業係 電話 011-211-2632

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 国庫補助事業 跨線橋定期点検業務
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する事項に該当しない者であること。
- (2) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加をしないこと。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 令和 7・8 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が大分類「建設関連サービス業」、中分類「橋梁設計・監理業」として登録されている者であること。
- (6) 公共機関等※が発注した跨線橋の点検業務について、元請としての履行実績があること。ただし、当該履行実績は、平成 21 年 4 月 1 日以降に業務が完了し、引渡しが進んでいるものであること。

※公共機関等とは、一般財団法人日本建設情報総合センターが定める建設実績情報のコリンズ・テクリス登録等に関する規約第 3 条第 10 号に掲げる機関をいう。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ先
上記 1 に同じ。なお、入札説明書は下記 URL のホームページからもダウンロードできる。
<https://www.city.sapporo.jp/kensetsu/stn/dobokubu/ippan.html>
- (2) 入札書の提出方法

入札書は、上記 1 に掲げる場所に送付又は持参により提出すること。

(3) 入札書の受領期限

令和 7 年 4 月 8 日（火）16 時 00 分（送付の場合は必着のこと。）

(4) 開札の日時及び場所

令和 7 年 4 月 9 日（水）11 時 00 分

札幌市役所本庁舎地下 1 階 2 号会議室（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目）

5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号に該当する場合は免除することがある。なお、低入札価格調査の結果、落札者となった場合には、札幌市契約規則第 25 条各号に定める契約保証金納付の免除規定は適用しない。ただし、第 1 号のほか、長期継続契約を除く複数年契約において、その性質又は目的から第 3 号又は第 7 号の規定を適用し、契約保証金の一部免除として契約金額を 1 年間当たりの額に換算した額の 100 分の 10 以上の額まで減額することが適当と認められるものを除く。

なお、契約保証金の算定において 1 円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げる。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号及び札幌市競争入札参加者心得第 8 項各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。

ただし、本入札は当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ札幌市工事等低入札価格調査要領（以下「低入札価格調査要領」という。）に定める調査基準価格を設け、その価格を下回る入札が行われたときは、低入札価格調査要領の規定に基づき、低入札価格調査を行う。

そのため、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本業務に係る契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず失格と扱い（再度入札への参加不可）、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とすることがある。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(6) 低入札価格調査

低入札価格調査要領第5条の3第1項の規定に基づき、調査基準価格（算定方法は低入札価格調査要領第5条第1項第2号による。）を下回る入札が行われたときは、低入札価格調査を行う。

その結果、落札者となった場合には、札幌市契約規則第25条各号に定める契約保証金納付の免除規定は適用しない。ただし、第1号のほか、長期継続契約を除く複数年契約において、その性質又は目的から第3号又は第7号の規定を適用し、契約保証金の一部免除として契約金額を1年間当たりの額に換算した額の100分の10以上の額まで減額することが適当と認められるものを除く。

なお、低入札価格調査要領第8条に定める低入札価格調査に係る資料及び提出書類の提出期限は、別途通知した日の翌日から起算して3日以内（札幌市の休日を定める条例に規定する休日を除く。）とする。また、提出期限後の提出及び差替えを認めない。

(7) 詳細は入札説明書による。